

個 別 注 記 書

平成21年4月 1日から
平成22年3月31日まで

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価方法及び評価基準

最終仕入れ原価法を採用しております。(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産は除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計算基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方式

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 既存のリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 重要な会計方針の変更

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ----- 3, 307千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	22, 602千円	短期金銭債務	6, 682千円
--------	-----------	--------	----------

III 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因は、主に賞与引当金、未払事業税、役員退職慰労引当金及び未払社会保険料によるものであります。

IV 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額 217, 311円72銭

2. 一株当たりの当期純利益 10, 790円73銭

V 当期純損益に関する注記

1. 当期純利益額 4, 316千円

VI 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されている金額は、千円未満を切り捨て表示しております。